



木材利用助成制度

うきはは地域材を使った新築等に最大60万円を助成します。

うきは市の森林面積は5,926haありますが、長期的な木材価格の低迷により、林業・木材産業を取り巻く環境は厳しく、荒廃森林の拡大を招き、国土保全等の公益的機能の低下や山村の過疎化が深刻な問題となっております。このような中、うきは市の森林・林業・木材づくりの振興施策の一環として、木材利用促進助成事業を平成25年度から実施しています。



【事業概要】

○対象者: 自ら居住又は事業を行うため、うきは市内において戸建住宅、賃貸住宅、店舗、事務所、レストラン等の新築、増改築又はリフォームを行う者

○補助要件: 下記の①～④の要件満たすこと。

- ①うきは地域材(福岡県木材登録業者であり、うきは市内において木材の生産、加工及び販売に従事する者が取り扱う木材をいう。)の木材使用量が70%以上であること (外材製材除く)
 - ②主要構造物[柱、桁、梁等]については、うきは地域材の乾燥材(平均含水率20%以下の木材)を使用すること。
 - ③うきは市内の建築業者の施工であること。
 - ④申請者及び同居する親族が、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと
- ※うきは地域材の木材確認は、補助申請時に木材証明書等にて確認します。

○補助額: 建築に要する木材の70%以上について、うきは地域材の木材を使用すれば、建築に要した木材使用量に対して下記表の補助額とします。(予算の範囲内で交付)

木材使用量(m3)	補助額	
	通常	I・Uターン(注①)
25以上	40万円	60万円
20～25未満	30万円	45万円
15～20未満	25万円	38万円
10～15未満	15万円	23万円
5～10未満	8万円	12万円
5未満	1m ³ 当たり15,000円	1m ³ 当たり22,500円

注①I・Uターン

:補助申請日より、前後1年の期間以内に市外から転入し、当該住宅に新たに居住する方

申請等の詳しい内容は下記までご連絡ください。

【問合せ先】うきは市役所 農林振興課 林政係

〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地 (TEL:0943-75-4975 FAX:0943-75-3114)